

第3次 男女共同参画プラン・とくしま
～ひとりひとりが輝く社会をめざして～

概要版

(案)

徳島市

1 プラン策定の趣旨

徳島市では、平成 15（2003）年に「男女共同参画プラン・とくしま～ひとりひとりが輝く社会をめざして～」、平成 23（2011）年には同プラン改訂版（以下「前プラン」という。）を策定し、さまざまな施策の展開により、**男女共同参画社会***の実現に向けて取り組んできました。

このたび、前プランの計画期間が平成 28（2016）年度で終了することから、引き続き男女共同参画社会の実現に向けての施策を総合的、計画的に推進するため、「第3次男女共同参画プラン・とくしま～ひとりひとりが輝く社会をめざして～」を策定しました。

※**男女共同参画社会**…男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

2 プランの位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法に基づく基本計画です。
- (2) DV防止法に基づく市町村基本計画及び女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の内容を含むことから、これらの計画としても位置付けます。
- (3) 徳島市のまちづくりの指針となる「徳島市まちづくり総合ビジョン」との整合性を図りつつ、国及び県の男女共同参画基本計画を勘案し、他の個別計画等とも連携を図りながら、市の各分野の施策を男女共同参画の視点で横断的に捉えて、総合的に取り組みを進めていきます。

3 プランの期間

計画期間は平成 29（2017）年度から平成 34（2022）年度までの6年間とします。ただし、この間国内外の動きや社会情勢の変化等に伴い、必要に応じて見直しを行います。

4 プランの基本理念

だれもが人として心豊かに生きることができる男女共同参画社会の創造

すべての人の基本的人権を尊重し、社会生活のあらゆる場面で、真の平等が達成され、男女がともに支えあえる社会を目指します。

第3次 男女共同参画プラン・ とくしまの施策体系

基本理念

だれもが人として心豊かに生きることができると男女共同参画社会の創造

基本方向

I
人権の尊重と男女
平等の意識づくり

II
あらゆる分野への
男女共同参画の推進

III
男女がともに働き
やすい環境づくり

IV
心豊かに暮らせる
ための生活環境づくり

男女共同参画実現の
ための仕組みづくり

基本目標

1 男女共同参画の視点に立った意識啓発

2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

3 あらゆる暴力の根絶 【DV防止基本計画】

4 相談体制の整備 【DV防止基本計画】

5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
【女性活躍推進計画】

6 経済・産業分野等における男女共同参画の推進
【女性活躍推進計画】

7 国際的視点に立った男女共同参画の推進

8 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

9 就業の分野における男女共同参画の推進
【女性活躍推進計画】

10 男女の職業生活と家庭生活の両立支援
【女性活躍推進計画】

11 地域における男女共同参画の推進

12 高齢者・障害者等の福祉の充実

13 生涯を通じた健康づくりの推進

庁内の推進体制の充実

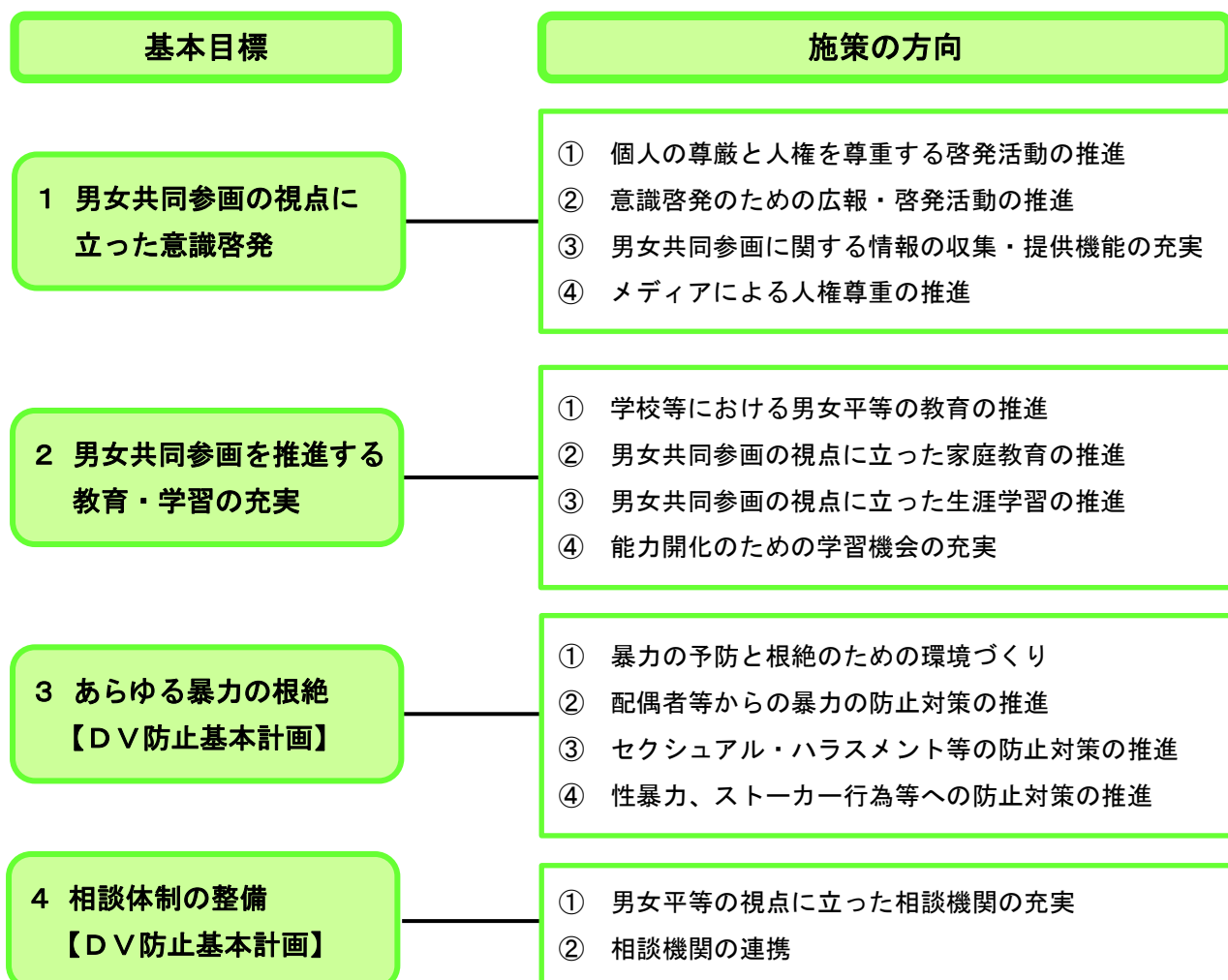
市民・関係団体等との協働の推進

基本方向Ⅰ 人権の尊重と男女平等の意識づくり

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等が基本的人権として保障されています。これが「男女共同参画社会基本法」の理念の一つとなっています。

女性も男性も、個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けず、個人としての能力を発揮する機会を確保され、それぞれの人権が尊重されることは、男女共同参画社会の前提となります。

本市では、一人ひとりが相手を思いやり、認めあい、お互いの人権を尊重しあう社会実現のため、さまざまな人権施策を積極的に推進していきます。

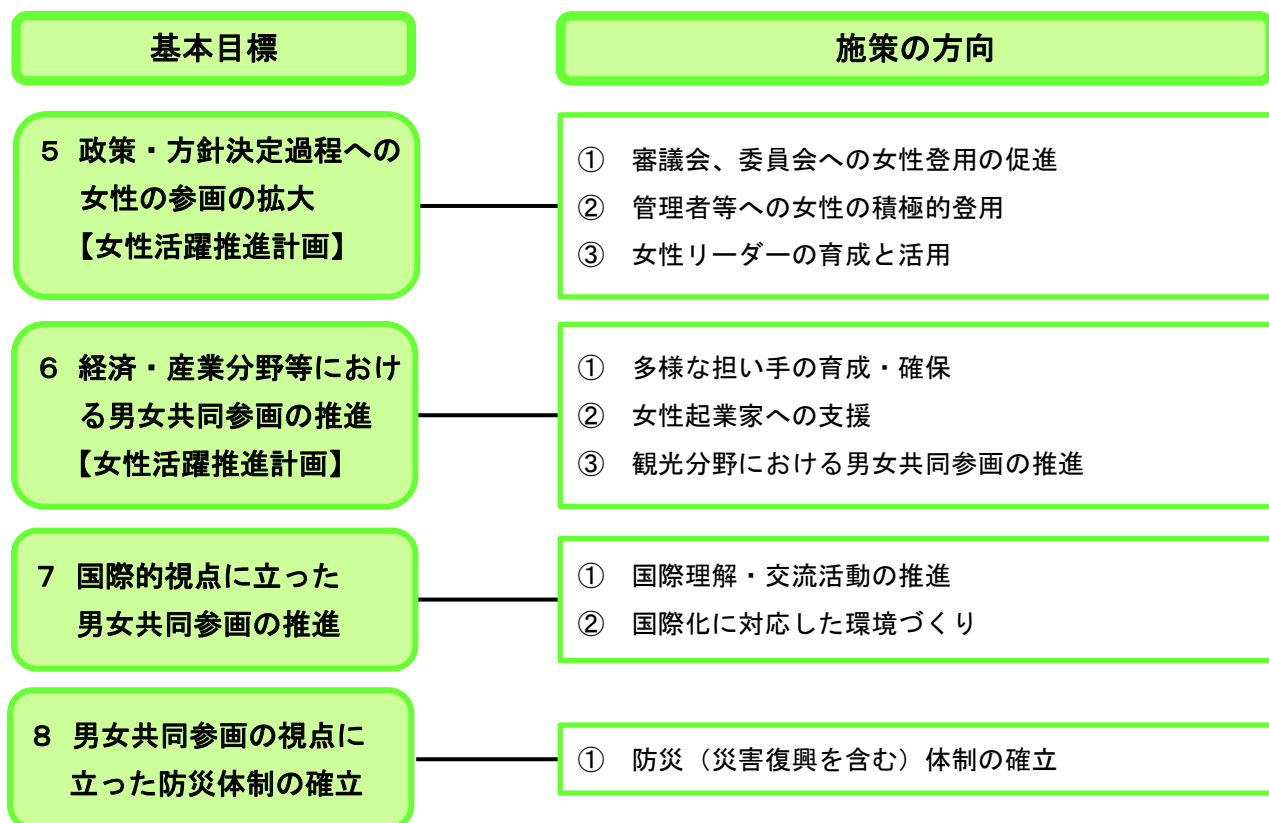


基本方向Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女共同参画社会を形成していく上で、あらゆる分野における女性の一層の参画が望まれています。政治・経済・地域などの各分野に、男女がともに参画することにより、多様な発想が生まれ、その分野における活動が活性化するなど、新たな発展が期待されています。

本市におきましても、女性の参画が少ない政策・方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、経済・産業分野や防災分野においても多様な担い手や女性リーダー等の育成に努めます。

また、国際社会の動向を踏まえ、国際理解・交流活動や国際化に対応した環境づくりを通じて、国際的視点に立った男女共同参画の推進を図ります。

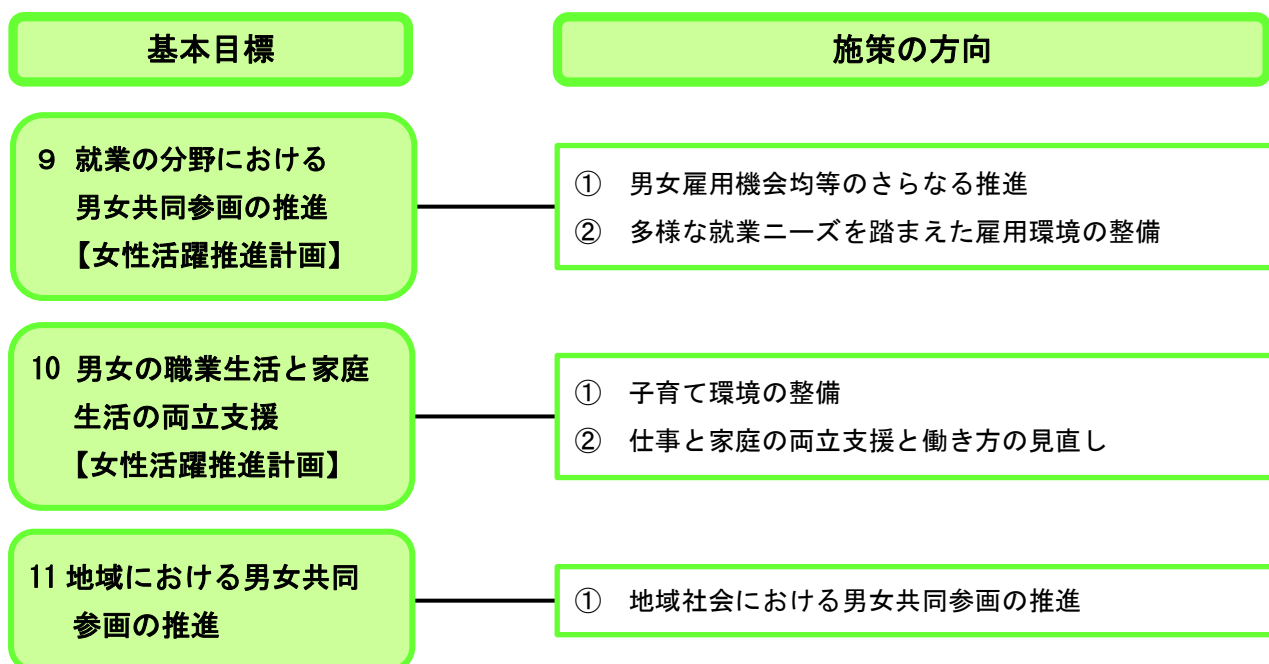


基本方向Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性の就業はこれからの経済の活性化に大きく貢献するものです。男女がともに希望に応じて個性と能力を十分に発揮し、活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、制度面のみならず、職場、家庭、地域においてバランスのとれた生活ができるよう環境を整備することが必要です。

そのため、本市では男女とも個々の能力を発揮することができる環境整備に向け、関係機関や事業所と連携を図るとともに、子育てや介護をしながら働き続けることができるように公的支援の充実に努めます。

また、地域活動についても男女共同参画の視点に立って行われることにより、あらゆる人の活躍の場と、安心して過ごせる居場所としての地域社会の形成を推進します。

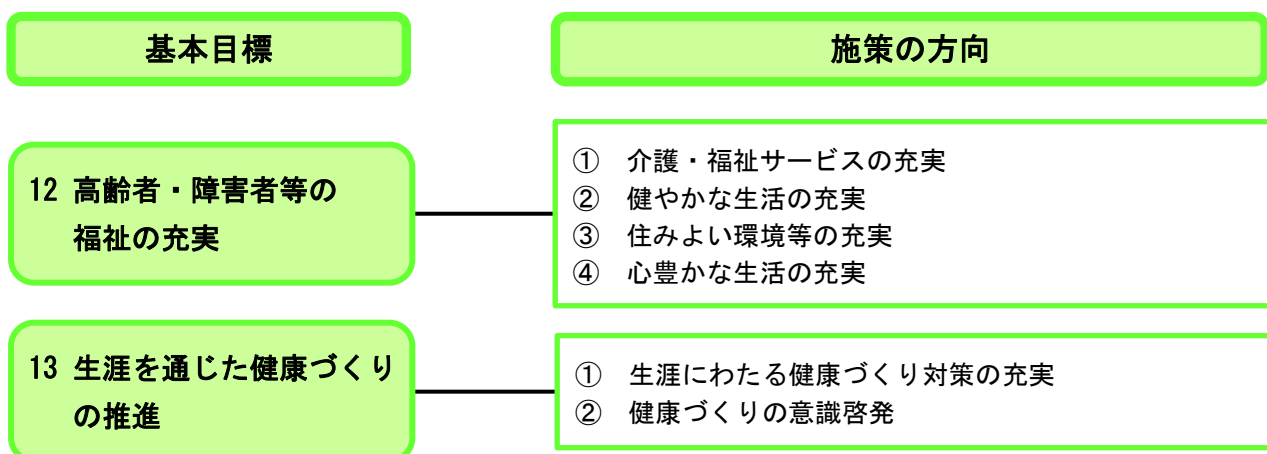


基本方向Ⅳ 心豊かに暮らせるための生活環境づくり

めざすべき男女共同参画社会とは、性別・年齢や障害の有無等にかかわらず、だれもが人として心豊かに暮らせる社会です。このような社会の実現をめざして、一人ひとりが多様な生き方を選択できるような福祉サービス等の充実を図ることが求められています。

家族の介護・看護の役割分担については、少子高齢化の進展や単身世帯の増加などに伴い、一人ひとりが主体的にこれらの役割を担っていくことが必要となってきたおり、これに対する精神的、身体的、経済的負担の軽減を図るため、総合的に相談、支援できる機関等の充実や周知・広報に努め、必要なサービスを円滑に利用できる環境を整備することが必要です。

また、生涯にわたり健康で快適な生活を送るため、女性も男性もお互いに身体的特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことが大切であり、本市ではそれに対して心身両面からの健康支援や相談体制の充実など、総合的な施策の推進に努めます。



男女共同参画実現のための仕組みづくり

男女共同参画の視点に基づく施策を推進するため、庁内の推進体制を充実するとともに、関係諸機関や市民、事業者、NPO等との連携・協働を一層深め、男女共同参画実現に向けた諸施策を総合的に推進します。

